和歌山市人権施策推進行動計画

[2024年(新16年)度~2026年(新18年)度] 【概要版】

> 誰もが安心して住み続けられる 持続可能なまち 和歌山市

2024年(令和6年)3月 和歌山市

計画改定の趣旨

本市では、「和歌山市人権施策推進指針」に掲げた基本目標を達成するための行動計画として、「和歌山市人権施策推進行動計画」を2021年度から2023年度までの3年間を計画期間として策定し、部落差別をはじめさまざまな人権問題の解決に向けた人権施策を推進してきました。

しかし依然として、いじめや女性への暴力、子どもや高齢者への虐待といった人権問題が顕著になるとともに、インターネット上における人権侵害行為が社会問題となっています。

このような状況をふまえ、新規事業の追加及び法令の制定又は改定に合わせ本計画を改定しました。

主な改定点

- 多様な生き方を選択できる条件の整備のため、がん治療に伴う医療用補整具の 購入費助成事業を追加しました。
- •子育て支援のため、子育て短期支援事業であるショートステイ・トワイライトス テイを追加しました。
- 高齢者の生活支援サービスの充実に日常生活用具の給付と高齢者補聴器購入費助成を追加しました。

基本理念

第5次和歌山市長期総合計画に定められた「市民一人ひとりに人権意識が根づき、人権が尊重される社会の実現」を基本理念に掲げ、すべての市民の人権が守られ、現在および将来にわたり、安心して住み続けられる和歌山市を目指して、人権に関する教育・啓発活動や差別解消のための取組をはじめ、さまざまな分野における人権施策を総合的に推進します。

計画期間

本計画は2024年度から2026年度までを見据えたものとします。

基本的な視点

和歌山市人権施策推進指針に掲げた基本目標を達成するために、以下の視点で施策を推進します。

(1) 人権意識の高揚

人権が尊重される社会づくりを行うためには、差別や排除によって、人間の尊厳を侵すことのないよう、一人ひとりが人間の尊厳の大切さを認識していくことが重要です。

市民の暮らしのあらゆる場面で人権尊重の視点が取り入れられるよう、日常的に人権感覚の醸成を図り、一人ひとりの人権意識の高揚に取り組んでいきます。

(2) 人権重視の行政

人権が尊重される社会づくりを行うためには、まず、市職員が自らの人権 意識を高め、人権感覚をみがき、常に人権尊重を重視して、あらゆる分野の 施策を推進していくことが重要です。

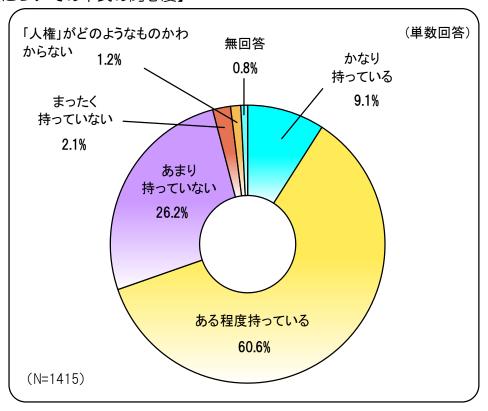
また、さまざまな人権行政に関わる制度が硬直化することのないように、 市民の目線に立った制度の創設・運用を図っていくとともに、公権力による 人権侵害が起こらないように既存の施策や制度を常に点検し見直しを図り、 人権尊重の行政として改善していきます。

人権に配慮した適切なサービスを提供していくとともに、市民一人ひとりが人権尊重の意識を定着させていけるよう、人権行政を積極的に推進します。

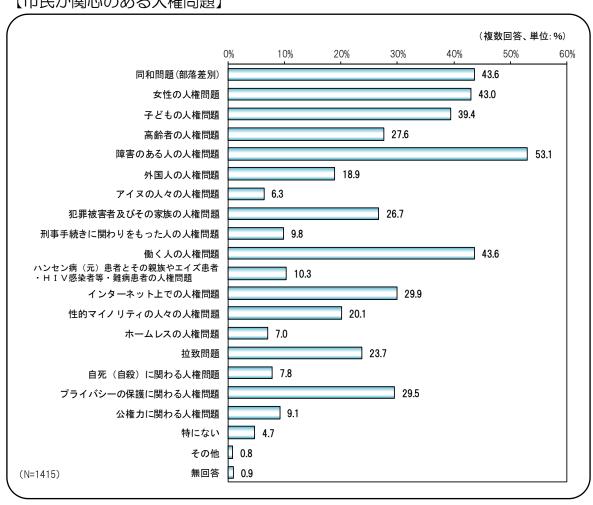
(3) 市民の努力

人権が尊重される社会づくりを行うためには、市民が互いの人権を尊重し 支え合うことが重要です。一人ひとりが人権の主体であるとともに、人権問 題を自らの問題として捉え、人権尊重社会の担い手となるよう、市民の主体 的な取組を促進します。

【人権についての市民の関心度】



【市民が関心のある人権問題】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査より

各施策の体系図~人権が尊重される社会づくりに向けて~

基本的施策の推進 (1) 人権教育の充実 1 人権教育・啓発 (2) 人権啓発の推進 の充実 (3) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 2 人権相談・支援 (1) 相談・支援体制の充実とその周知 (2) 連携・協力体制の強化 の充実 3 人権尊重の (1) 市民等の主体的な取組の促進 まちづくり (2) 人権行政の推進 現状の課題と基本方針 普遍的課題への取組 1 (1)環境と人権 ① 生活環境の保全 ① 人権に配慮した行政の推進 (2)公権力と人権 ② 相談体制の充実 (3) 市民相互の人権 ① 住民協働による地域社会づくりの促進 2 個別課題への取組 ① 問題解決に向けた教育・啓発の推進 ② 相談体制の充実 (1) 同和問題 ③ 雇用の安定向上 (部落差別) ④ 生活環境の向上 ⑤ 本市の施設の活用の促進 ① 男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の推進 ② あらゆる分野への男女共同参画の促進 (2) 女性の人権 ③ 多様な生き方を選択できる条件の整備 ④ あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実 ① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 ② 子育て支援や児童虐待防止等の推進 (3) 子どもの人権 ③ いじめや不登校等に対する取組の推進 ④ 子どもの健全育成環境の整備 ① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ② 保健福祉サービスの充実 ③ 高齢者の権利擁護の推進 (4) 高齢者の人権 ④ 高齢者の健康・生きがい対策の推進 ⑤ 地域福祉の推進 ⑥ 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

(5)障害のある人の 人権	① 障害のある人への理解を深める教育・啓発の推進
	② 地域生活への支援の充実
	③ 自立と社会参加の促進
	④ 障害のある人の権利擁護の推進
	⑤ 障害のある人が安心して暮らせる生活環境の整備
	⑥ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供
(6) 外国人の人権	① 相互理解のための教育・啓発、交流活動の推進
	② 外国人が安心して暮らせる生活環境の整備
(7) ハンセン病患者	① 正しい知識の普及・啓発の推進
の人権	② 相談・支援体制の充実
O D C TE	③ 人権に配慮した保健医療の推進
(8) 感染症(HIV等)	① 正しい知識の普及・啓発の推進
・難病患者等	② 相談・支援体制の充実
の人権	③ 人権に配慮した保健医療の推進
(9) 犯罪被害者及び	① 犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発の推進
その家族の人権	② 相談・支援体制の充実
(10)刑事手続きに	① 刑事手続きに関わりをもった人の人権に関する啓発の推進
関わりをもっ	
た人の人権	② 相談・支援体制の充実
(11) インター	① 桂却儿处众尽势内下,在上挥势力,放张の批准
ネット上での	① 情報化社会に対応した人権教育・啓発の推進 ② 人権侵害に対する対応と相談体制の充実
人権侵害	② 八惟反告に刈りる刈心と作談体前の元美
(12) 災害被害者の	① 啓発活動の推進
人権	② 災害時の対応
(13)性的マイノリテ	① 教育・啓発の推進
イの人権	② 相談・支援体制の充実
(14)働く人の人権	① 教育・啓発の推進
	② 就労支援・相談体制の充実
(15) 拉黎問題	① 啓発活動の推進
(15)拉致問題	② 拉致問題による二次的被害の防止
(16) さまざまな 人権問題	① ホームレスの人権
	② 自死(自殺)に関わる人権
	③ プライバシーの保護
	④ アイヌの人々の人権
	⑤ ひきこもりの状態にある人

計画の推進体制

• 庁内の推進体制

部落差別をはじめとするあらゆる分野の人権施策を総合的に推進するため、全庁的な組織である「和歌山市人権・同和対策協議会」の効果的な運営を行います。また、庁内各課に「和歌山市人権同和施策推進員」を配置し、常に人権尊重の視点で施策の点検や評価を行い、見直しや改善を図ります。

諮問機関である「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会」 に意見を聴きながら、より実効性のある施策を推進します。

国・県との連携

国や県との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化を図ります。

・民間団体との連携

「和歌山市人権委員会」をはじめとする人権問題に取り組む各種の民間団体 との連携を密にして、人権侵害の早期発見や救済、効果的な人権教育・啓発を 推進します。

進行管理

本計画の進行管理は、人権同和施策課が施策の進捗状況とその効果を検証するとともに、全庁的組織である「和歌山市人権・同和対策協議会」や、「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会」と協議し、その意見を計画の推進に反映します。

和歌山市の人権相談窓口

(専門の相談員が対応します。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。)

- ○電話相談 ~お気軽にお電話ください~
- 人権に関わる問題について 『人権相談ダイヤル (人権ホットライン)』
- インターネット上で誹謗中傷やいじめなどについて『ネット110番』
 電話番号 073-435-1110
 話し中の場合は人権同和施策課(073-435-1058)にお電話ください。
 相談時間 午前9時から午後5時まで

(土・日曜日、祝日及び 12/29~1/3 を除きます)

○面談による相談窓□

人権同和施策課では、人権に関わる問題の相談窓口を開設しています。 相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝日及び12/29~1/3を除きます)

〇人権出張相談

専門相談員が各支所・連絡所及び山口会館(地区集会所)等で人権相談に応じます。

お住まいに関係なくご相談いただけますので、ぜひご利用ください。 *日程等については市報わかやまやホームページで確認してください。

和歌山市人権施策推進行動計画【概要版】 令和6年3月

発行/和歌山市 市民環境局 市民部 人権同和施策課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話:073-435-1058 FAX:073-435-1363